

議案第132号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 紙料表の改定

公民較差（14,860円、3.80%）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
教諭（22歳）	1級13号給	12,800円（5.5%）増
主任教諭（41歳）	2級53号給	11,500円（3.1%）増
副園長（47歳）	3級51号給	14,200円（3.5%）増
園長（57歳）	4級77号給	14,300円（3.2%）増

2 特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数の改定

年間の支給月数を0.05月（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」といいます。）についても同様。）引き上げます。

引き上げ分について、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月割り振ります。

なお、各支給月における期末手当及び勤勉手当の内訳は、別紙のとおりです。

【期末・勤勉手当年間支給月数（常勤職員）】

区分	現行	改正案
定年前再任用 短時間勤務職員等以外	4.85月	4.90月
定年前再任用 短時間勤務職員等	2.55月	2.60月

3 教育公務員特例法の改正に伴う改正

義務教育等教員特別手当の月額を、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとします。

4 施行期日

1 及び 2 (令和7年12月支給分) については公布の日、2 (令和8年度以降支給分) については令和8年4月1日、3については同年1月1日

5 適用期日

1については令和7年4月1日、2 (令和7年12月支給分) については同年12月1日

各支給月における期末手当及び勤勉手当の支給月数について

※表における「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を指します。

現行			
【再任用職員以外】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.2500	1.2500	2.5000
勤勉	1.1750	1.1750	2.3500
合計	2.4250	2.4250	4.8500
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.0750	1.0750	2.1500
勤勉	1.3500	1.3500	2.7000
合計	2.4250	2.4250	4.8500
【再任用職員】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.7000	0.7000	1.4000
勤勉	0.5750	0.5750	1.1500
合計	1.2750	1.2750	2.5500
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.6125	0.6125	1.2250
勤勉	0.6625	0.6625	1.3250
合計	1.2750	1.2750	2.5500

改正案（令和7年12月支給）			
【再任用職員以外】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.2500	1.2750	2.5250
勤勉	1.1750	1.2000	2.3750
合計	2.4250	2.4750	4.9000
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.0750	1.1000	2.1750
勤勉	1.3500	1.3750	2.7250
合計	2.4250	2.4750	4.9000
【再任用職員】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.7000	0.7250	1.4250
勤勉	0.5750	0.6000	1.1750
合計	1.2750	1.3250	2.6000
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.6125	0.6375	1.2500
勤勉	0.6625	0.6875	1.3500
合計	1.2750	1.3250	2.6000

改正案（令和8年度以降支給）			
【再任用職員以外】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.2625	1.2625	2.5250
勤勉	1.1875	1.1875	2.3750
合計	2.4500	2.4500	4.9000
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	1.0875	1.0875	2.1750
勤勉	1.3625	1.3625	2.7250
合計	2.4500	2.4500	4.9000
【再任用職員】			
(一般職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.7125	0.7125	1.4250
勤勉	0.5875	0.5875	1.1750
合計	1.3000	1.3000	2.6000
(管理職員)			
区分	6月	12月	合計
期末	0.6250	0.6250	1.2500
勤勉	0.6750	0.6750	1.3500
合計	1.3000	1.3000	2.6000

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（前略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（前略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。</p> <p>4～6（略）</p>
<p>（中略）</p> <p>（勤勉手当）</p>	<p>（中略）</p>

<p>第三十条 (略)</p>	<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。</p>
<p>4～7 (略)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第三十一条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他的事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

別表第一　（別紙のとおり）

別表第二・別表第三　（略）

付則

（施行期日等）

- 1| この条例中第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定を除く。）及び次項から付則第七項までの規定は公布の日から、第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定に限る。）は令和八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。
- 2| 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- 3| 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
- 4| （令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）令和七年四月一日から第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの

別表第一　（別紙のとおり）

別表第二・別表第三　（略）

間において、第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5| 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6| 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 付則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(改正案)

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600
	41	283,200	366,000	410,300	438,400
	42	284,400	367,300	411,200	439,100
	43	286,000	368,600	412,200	439,900
	44	287,500	369,700	413,000	440,600

45	289,100	370,700	413,700	441,300
46	290,600	371,900	414,300	441,900
47	292,000	373,100	415,100	442,600
48	293,500	374,200	415,800	443,200
49	294,700	375,300	416,500	443,600
50	296,200	376,400	417,100	444,300
51	297,600	377,400	417,800	444,900
52	299,000	378,500	418,600	445,400
53	300,700	379,500	419,300	445,900
54	302,000	380,500	420,100	446,500
55	303,300	381,300	420,900	447,000
56	305,000	382,200	421,600	447,600
57	306,900	383,000	422,100	448,200
58	308,800	383,800	422,800	448,700
59	310,800	384,600	423,400	449,300
60	312,700	385,400	424,100	449,900
61	314,700	386,100	424,700	450,400
62	316,200	386,900	425,300	450,900
63	318,000	387,700	425,900	451,400
64	319,700	388,300	426,500	452,000
65	321,600	389,100	427,000	452,400
66	323,100	389,900	427,500	452,900
67	324,800	390,500	428,100	453,400
68	326,300	391,300	428,700	453,800
69	328,000	392,100	429,300	454,300
70	329,600	392,700	429,800	454,800
71	331,100	393,400	430,400	455,300
72	332,600	394,300	431,000	455,800
73	334,000	395,100	431,500	456,200
74	335,500	395,800	432,100	456,700
75	337,000	396,400	432,600	457,200
76	338,600	397,100	433,200	457,700
77	340,000	397,700	433,600	458,100
78	341,400	398,300	434,100	458,500
79	342,700	398,800	434,600	459,000
80	344,000	399,400	435,100	459,500
81	345,300	400,000	435,500	460,000
82	346,500	400,500	436,000	460,500
83	347,700	401,100	436,500	461,000
84	348,800	401,700	437,000	461,400
85	350,000	402,300	437,400	461,900
86	351,200	402,800	437,800	462,300
87	352,500	403,300	438,300	462,700
88	353,600	403,900	438,800	463,100
89	354,700	404,400	439,300	463,400
90	355,800	404,800	439,700	463,700
91	357,000	405,400	440,200	464,100
92	358,100	405,900	440,700	464,500
93	359,100	406,400	441,100	464,900
94	360,100	407,000	441,500	465,300
95	361,000	407,500	441,900	465,700
96	361,900	408,000	442,300	466,100

97	362,900	408,400	442,700	466,400
98	363,800	408,900	443,000	466,700
99	364,600	409,400	443,400	467,100
100	365,300	409,900	443,800	467,500
101	366,000	410,400	444,200	467,900
102	366,700	410,900	444,600	
103	367,400	411,400	445,000	
104	367,900	411,900	445,400	
105	368,500	412,400	445,700	
106	369,000	413,000	446,100	
107	369,500	413,500	446,500	
108	370,100	414,000	446,900	
109	370,800	414,400	447,200	
110	371,300	414,800	447,600	
111	371,800	415,300	448,000	
112	372,300	415,900	448,400	
113	372,800	416,400	448,700	
114	373,300	416,800		
115	373,800	417,200		
116	374,300	417,600		
117	374,700	418,000		
118	375,100	418,400		
119	375,600	418,800		
120	376,100	419,200		
121	376,600	419,600		
122	377,100	420,000		
123	377,600	420,400		
124	378,000	420,800		
125	378,400	421,200		
126	378,700	421,600		
127	379,100	422,000		
128	379,500	422,400		
129	379,800	422,700		
130	380,000			
131	380,400			
132	380,800			
133	381,300			
134	381,600			
135	382,000			
136	382,400			
137	382,800			
138	383,200			
139	383,600			
140	384,000			
141	384,300			
142	384,700			
143	385,100			
144	385,400			
145	385,900			
146	386,300			
147	386,700			
148	387,100			

149	387,500			
150	387,900			
151	388,300			
152	388,700			
153	389,100			
154	389,500			
155	389,900			
156	390,300			
157	390,700			
158	391,100			
159	391,500			
160	391,900			
161	392,300			
162	392,700			
163	393,100			
164	393,500			
165	393,900			
166	394,300			
167	394,600			
168	395,000			
169	395,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		244,200	285,300	310,000
				349,500

(現 行)

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700
	41	270,200	353,200	396,000	423,500
	42	271,400	354,600	396,900	424,300
	43	273,000	356,000	397,900	425,200
	44	274,500	357,200	398,700	426,000

45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800

97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			
141	374,700			
142	375,100			
143	375,500			
144	375,800			
145	376,200			
146	376,600			
147	377,000			
148	377,400			

149	377,800			
150	378,200			
151	378,600			
152	379,000			
153	379,300			
154	379,700			
155	380,100			
156	380,500			
157	380,900			
158	381,300			
159	381,700			
160	382,100			
161	382,500			
162	382,900			
163	383,300			
164	383,700			
165	384,000			
166	384,400			
167	384,700			
168	385,100			
169	385,500			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		233,100	272,300	295,900
				335,200

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第二条関係）

		改 正 案	改 正 前
		（前略）	（前略）
	（期末手当）	（期末手当）	（期末手当）
4 ～ 6	（略）	（略）	（略）

（中略）

第二十七条（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百八・七五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十一・五」とする。

第二十七条（略）

2 期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

（勤勉手当）

第三十条　（略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百十八・七五（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十六・二五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百三十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4 ～ 7　（略）

（後略）

付則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定を除く。）及び次項から付則第七項までの規定は公布の日から、第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定に限る。）は令和八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

（勤勉手当）

第三十条　（略）

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の百二十（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては百分の百三十七・五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。

4 ～ 7　（略）

（後略）

2| 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3| 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定に限る。）による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4| 令和七年四月一日から第一条の規定（第三十一条第二項の改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の改正規定を除く。）による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5|

施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内扱)

6| 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

7| 付則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、人事委員会が定める。